

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	フォースタートアップス株式会社	コード	7089
提出日	2025/5/30	異動（予定）日	2025/6/20
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	齋藤 太郎	社外取締役	○														○		有
2	梅澤 高明	社外取締役	○														○		有
3	田久保 善彦	社外取締役	○														○		有
4	小久保 愛子	社外取締役	○														○	新任	有
5	堀内 雅生	社外取締役	○														○		有
6	秋元 芳央	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	齋藤氏は、企業経営者としての豊富な経験及び上場会社での社外取締役としての経験を有していることに加え、特にクリエイティブ領域において多様な知見を有しています。これらを活かし、当社の経営に対し、適切かつ有益な提言や助言を行っていることから、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2	—	梅澤氏は、A.T.カーニー、CIC Japan合同会社、クールジャパン機構などにおいてトップマネジメントあるいは社外取締役としてのご経験を有していることに加え、官公庁の委員を務めるなど、産業全般に関する知見と指導経験を有しています。これらを活かし、当社の経営に対し、適切かつ有益な提言や助言を行っていることから、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3	—	田久保氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、グロービス経営大学院大学副学長として、人材育成や組織開発に関する豊富な知見と指導経験を有しています。これらを活かし、当社の経営に対し、適切かつ有益な提言や助言を行っていることから、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4	—	小久保氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年の会計士としての職歴を通じて、企業会計や税務に関する高い見識・専門性を有しています。これらを活かし、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
5	—	堀内氏は、管理部門における長年の業務経験や上場会社の社内外役員としての経験を通じて培ったリスクマネジメントやコンプライアンス、コーポレートガバナンスの分野における高い見識を有しています。これらを活かし、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
6	—	秋元氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年の弁護士としての職歴を通じて、企業法務に関する高い見識・専門性を有しています。これらを活かし、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。